

指定事業者の皆様へ

業務管理体制の整備と届出が義務化されています

平成24年4月1日から、障がい者(児)施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事務所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

また、平成27年4月から、事業所又は施設の所在地が一の指定都市(大阪市又は堺市)の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれ指定都市(大阪市又は堺市)となりました。さらに、平成31年4月からは、事業所又は施設の所在地が一の中核市の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれの中核市となります。

※ただし、障がい児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。

なお、届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

1. 事業者が整備する業務管理体制

(障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の26、第24条の19の2、第24条の38、障害者総合支援法施行規則第34条の27、第34条の61、児童福祉法施行規則第18条の37、第25条の23及び25条の26の8)

事業所等の数：1以上20未満	事業所等の数：20以上100未満	事業所等の数：100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

2. 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

(障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の26、第24条の19の2、第24条の38、障害者総合支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)

区分	届出先
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 (障がい福祉担当課)
事業所又は施設の所在地が一の指定都市(大阪市又は堺市)又は中核市(高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市又は寝屋川市)のみの区域にのみ所在する事業者 ※ただし、障がい児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。	指定都市：大阪市又は堺市 中核市：高槻市、東大阪市、豊中市、 枚方市、八尾市、寝屋川市 (障がい福祉担当課)
上記以外の事業者	大阪府知事 (福祉部 障がい福祉室 生活基 盤推進課 指定・指導グループ)

※大阪府知事あての届出様式等は、下記ホームページからダウンロードできます。

指定障がい福祉サービス事業者等及び指定障がい児通所支援事業者等の業務管理体制の整備に関する届出について

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/gyoumukanritaisei2.html

大阪府トップページ ▶▶ 福祉・子育て ▶▶ 障がい児・障がい者 ▶▶ 障がい福祉等の総合案内
▶▶ 事業者・施設の方へ ▶▶ 業務管理体制の届出について

よく寄せられる質問

- Q 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の変更届が必要か。
- A 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の届出事項となりますので、障がい福祉サービス事業者の変更届とは別に、業務管理体制の変更届をお願いします。
- Q 既に障害者総合支援法上の業務管理体制の届出は行っている。今回、児童福祉法に基づく事業所の新規指定を受けたが、届出は必要か。
- A 必要です。
届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。
- Q 同一建物(敷地)にて、居宅介護と重度訪問介護事業所を運営している。その場合の事業所数の数え方は1で良いか。
- A 事業所の数え方はサービス数で数えますので、居宅介護と重度訪問介護を運営していれば事業所数は「2」となります。(児童福祉法に基づく放課後等デイサービスと児童発達支援についても「2」となります。)

【お問い合わせ・ご郵送先】

〒540-8570

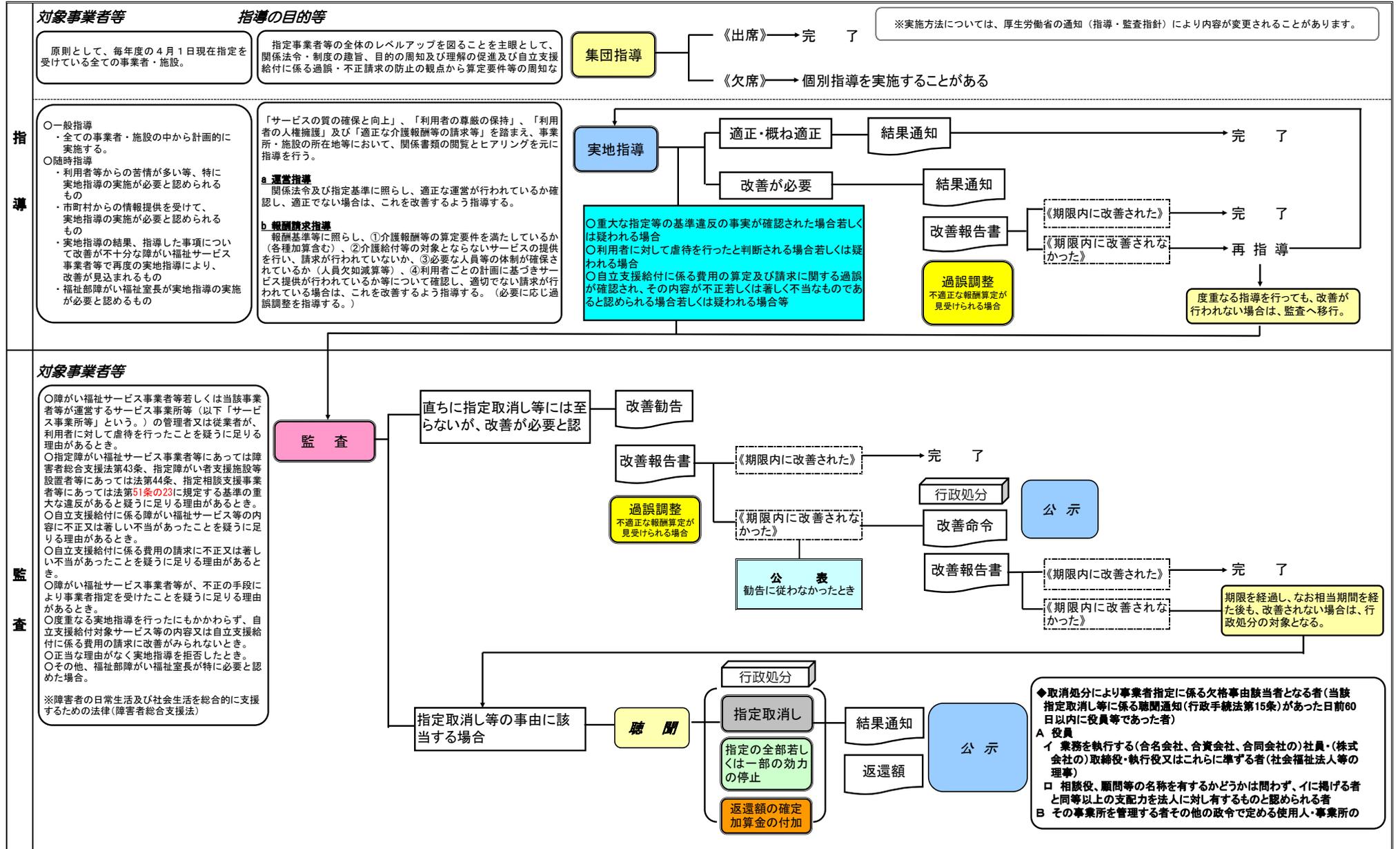
大阪府 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府 福祉部 障がい福祉室

生活基盤推進課 指定・指導グループ

TEL 06-6941-0351(内線:2482)

(参考) 指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図



障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限の移譲について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）関係法令の改正及び「大阪版地方分権推進制度」に基づき、指定障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限については下記のとおり各市町村に移譲となります。

（なお、これまで大阪府が行った指定は、権限の移譲後も有効です。）

1 事務権限の移譲市町村及び移譲時期

- ・平成 23 年 10 月 1 日：池田市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町
- ・平成 24 年 1 月 1 日：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
- ・平成 24 年 4 月 1 日：大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市
- ・平成 24 年 7 月 1 日：吹田市
- ・平成 24 年 10 月 1 日：岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
- ・平成 25 年 1 月 1 日：枚方市、八尾市、松原市、柏原市
- ・平成 25 年 4 月 1 日：泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
- ・平成 28 年 4 月 1 日：寝屋川市

2 権限移譲する主な事務

障害者総合支援法に基づく、

- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指定業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指定業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市）
- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指導、監査業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指導、監査業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市）

※事務移譲後も、大阪府は、市町村に技術的指導・助言を行うとともに、障がい者等の福祉のために必要があると認められるときは、障がい福祉サービス事業者等に対し、報告や資料の提出等を求め、職員及び関係者に対する質問、立入検査などを行うことがあります。

（参考）

事務権限移譲の根拠

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）

権限移譲後における大阪府が行う報告の徴収等の根拠

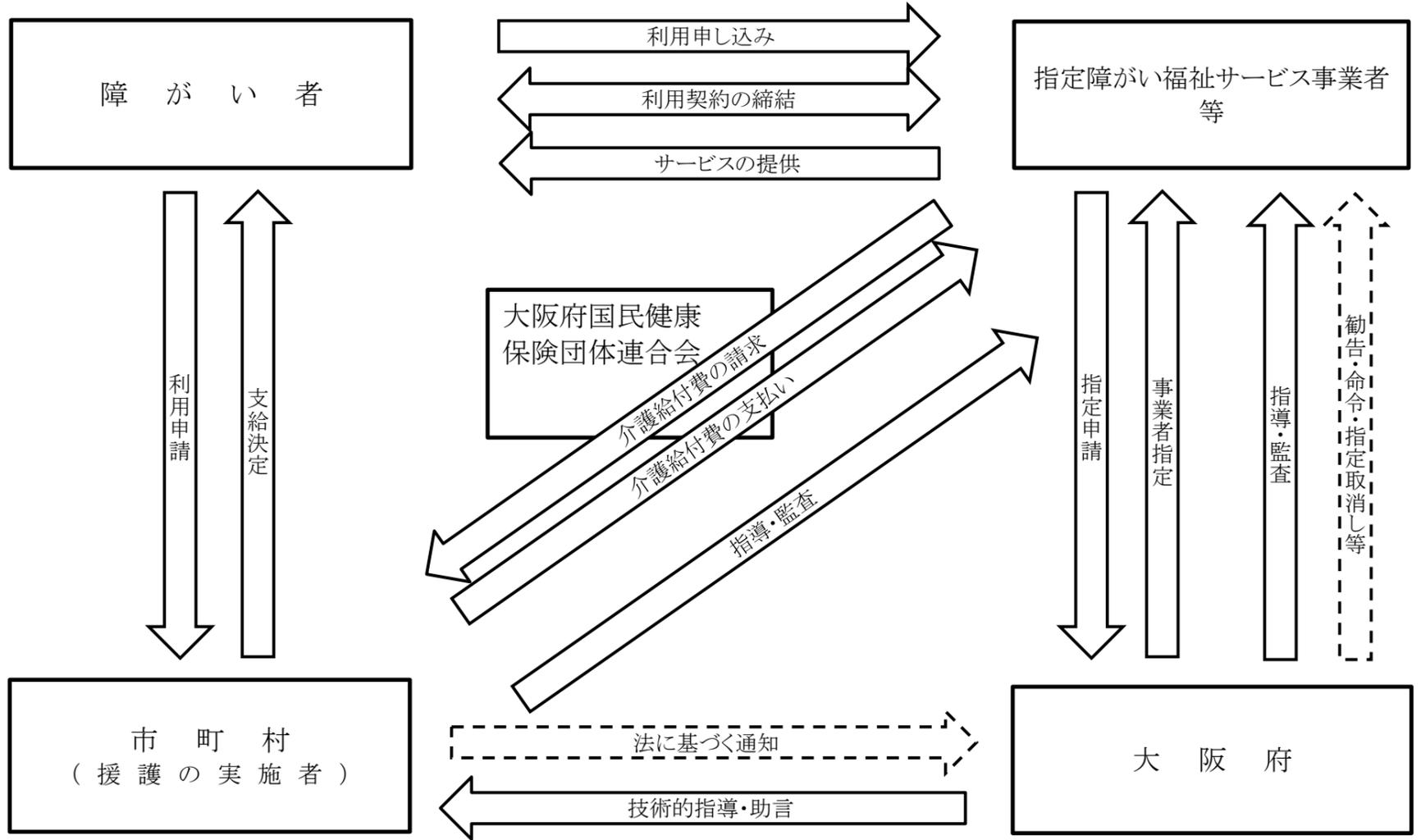
障害者総合支援法第 81 条

（報告の徴収等）

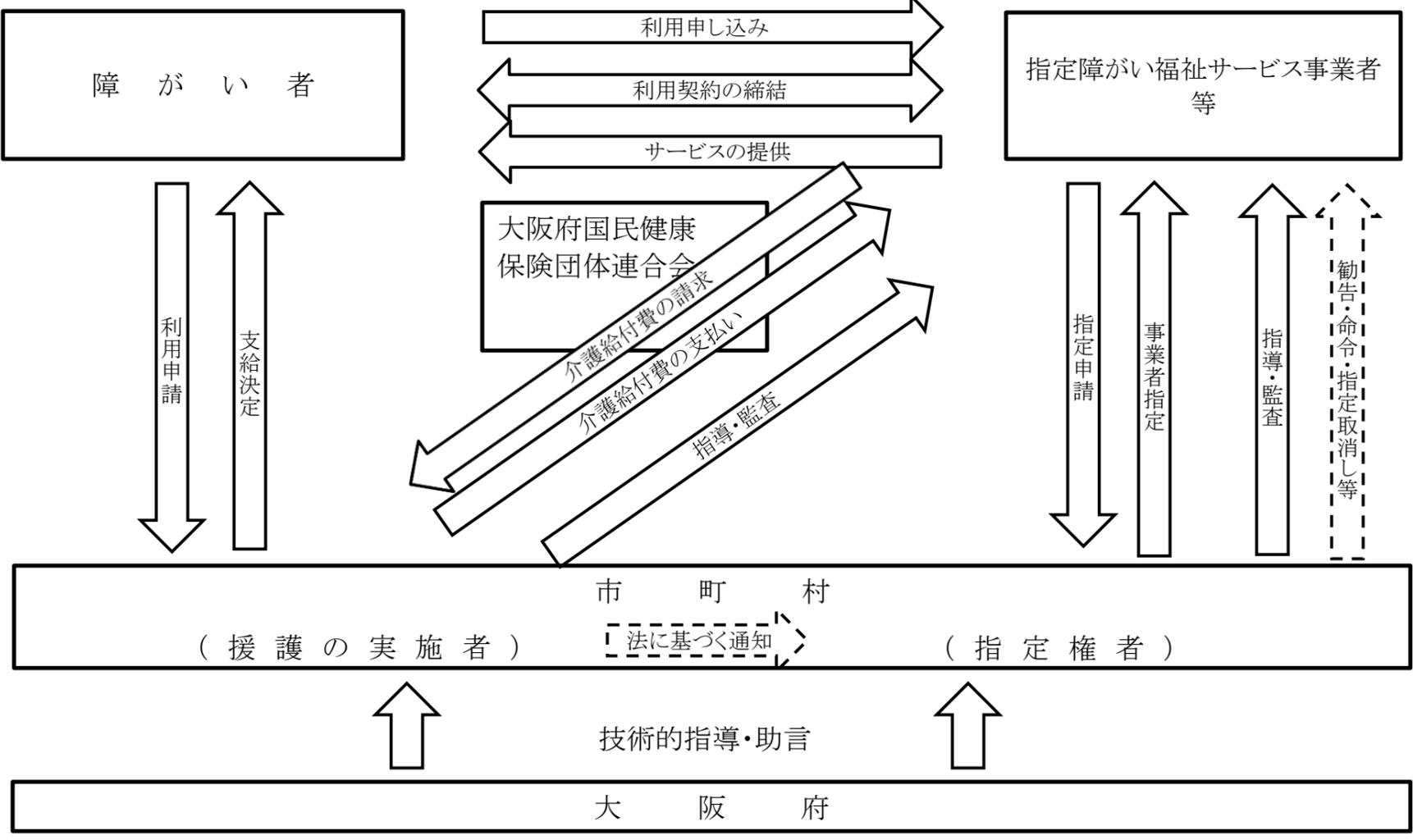
第 81 条 都道府県知事は、障害者等の福祉のために必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

障害者総合支援法に基づくサービス利用と事業者指定・指導(概略図)

現行



移譲後



○指定取消し事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成28年 4月30日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 人格尊重義務違反 (障害者総合支援法第50条第1項第2号) ・従業員が、平成27年8月1日に利用者の自宅において、台所にあった包丁を持ち出し、利用者に恐怖を感じさせた。</p> <p>介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・利用者2名について、平成23年1月から平成27年7月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、不正に請求を行い、介護給付費を受領していた。 ・利用者1名について、平成25年10月から平成27年9月までの間、実際のサービスよりも多く、不正に請求を行い、介護給付費を受領していた。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・利用者2名のサービス提供について、虚偽の契約書、重要事項説明書、利用契約における個人情報使用同意書を作成した。 ・利用者3名の不正請求のサービス提供記録について、虚偽のサービス提供の記録を作成した。</p> <p>【重度訪問介護】 障害者総合支援法の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・同一所在地で指定を受けている居宅介護事業所(居宅介護)が障害者総合支援法に違反した。</p>
平成28年 7月31日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・利用者4名について、平成26年10月から平成28年3月までの間、実際に行ったサービスよりも多く介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・利用者4名の不正請求のサービス提供記録について、虚偽のサービス提供の記録を作成した。</p> <p>【重度訪問介護】、【同行援護】 障害者総合支援法の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・同一所在地で指定を受けている居宅介護事業所(居宅介護)が障害者総合支援法に違反した。</p>
平成28年 9月8日	箕面市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・指定日以後、監査実施日までの間、管理者及びサービス提供責任者を兼務する者については、法人内の別の事業所の業務を行っており、常勤で専ら従事する必要がある管理者及びサービス提供責任者を配置しなかった。 また、従業員についても常勤換算方法で2.5以上の従業員の員数を満たす必要があるが、当該事業所における勤務実態が全くなく従業員は雇用されていなかった。</p> <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護の指定申請書において、常勤で専ら当該事業所に従事する予定のない者を、常勤の管理者及びサービス提供責任者として記載し虚偽の申請を行った。 また、当該事業所に勤務する予定のない従業員を記載し、常勤換算方法で2.5以上の従業員の員数を満たすかのような虚偽の申請を行った。</p>
平成28年 11月30日	高槻市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・平成26年11月1日付けの指定を受けるため、当該事業所に勤務しない他の従業員を管理者兼サービス提供責任者として配置するとした事実と異なる勤務表を作成して指定申請を行い、指定を受けた。</p> <p>障害者総合支援法その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・タイムカードや書類等を近隣にある当該申請者(法人)が運営する有料老人ホーム内の事務所に設置、保管し、また従業員が事業所において勤務せずに当該有料老人ホームに直接出退勤をする等、指定を受けた事業所の所在地では事業を実質的に運営しておらず、不適切な運営が常態化していた。 ・一体的に運営している指定(介護予防)訪問介護事業所において、指定取消処分に相当する介護保険法違反が認められた。 (1)不正の手段による指定 (2)介護給付費の不正請求 (3)法令違反</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成28年 12月31日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護及び重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
平成28年 12月31日	東大阪市	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	【就労継続支援A型】 障害福祉サービス事業者の設置者の責務違反 (障害者総合支援法第50条第1項第2号) ・身体的虐待及び心理的虐待の認定により、障がい者等の人格の尊重、法又は法に基づく命令の遵守、職務の遂行を行っていないかった。 人員基準違反 (障害者総合支援法50条第1項第3号) ・一定期間、常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者が従業者及び業務の一元的管理を行っていないかった。 ・管理者が運営基準を遵守していなかった。 ・管理者の指示により、サービス管理責任者は利用者に関する面談、アセスメント、個別支援計画、モニタリング、利用状況等の把握、必要な支援等の業務を行っていないかった。 ・管理者の指示により、サービス管理責任者は他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行っていないかった。 訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・サービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・個別支援計画の作成を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・サービスを提供していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・食事の提供を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・訪問時・欠席時について、内容を記録していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・施設外就労について、要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・障害者総合支援法第48条第1項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。 障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・サービス管理責任者について、虚偽の変更届を提出した。 【就労継続支援B型】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・一定期間、常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者が従業者及び業務の一元的管理を行っていないかった。 ・管理者が運営基準を遵守していなかった。 ・管理者の指示により、サービス管理責任者は利用者に関する面談、アセスメント、個別支援計画、モニタリング、利用状況等の把握、必要な支援等の業務を行っていないかった。 ・管理者の指示により、サービス管理責任者は他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行っていないかった。 訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・サービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・個別支援計画の作成を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・サービスを提供していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・食事の提供を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・訪問時・欠席時について、内容を記録していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・施設外就労について、要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・障害者総合支援法第48条第1項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。 障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・サービス管理責任者について、虚偽の変更届を提出した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成29年 2月28日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請の際に、他の事業所で勤務しており、当該事業所において勤務できない者を常勤のサービス提供責任者、非常勤の訪問介護員として申請し、不正の手段により指定を受けた。
平成29年 2月28日	松原市	就労移行支援	人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・不正の手段による指定を受けてから、平成28年8月1日に管理者及びサービス管理責任者が変更されるまでの約8ヶ月間、管理者及びサービス管理責任者が配置されていなかった。 ・実務経験を満たしているかのように装った実務経験証明書を作成し、サービス管理責任者の資格要件を満たしていない者を平成28年8月1日から管理者兼サービス管理責任者として配置し届け出た。 ・平成28年8月1日以降、就労支援員を1人以上常勤で配置すべきところ、常勤で配置されていなかった。 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・指定時から平成28年7月31日までの間、管理者による従業員の管理及び業務の一元管理、従業員への運営基準遵守のための指揮命令、並びにサービス管理責任者による従業員への技術指導及び助言、個別支援計画の作成からモニタリング、計画の見直しまでの一連の手続きがおこなわれておらず、従業員に関する諸記録が文書で整備されていなかった。平成28年8月1日に管理者が配置されたが、運営基準を遵守しておらず、必要な指揮命令もおこなわれていなかった。 ・計画の見直しが必要な全利用者について計画の見直しをおこなわず、利用者のモニタリングの記録も全くなく、従業員の勤務の体制についても適切に定められていなかった。 ・サービス提供記録が実態に即しておらず、適切に作成されていなかった。 訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・平成27年12月1日から平成28年7月31日までの間、サービス管理責任者を配置していないにも関わらず、不正に訓練等給付費を請求し受領した。 ・平成28年8月1日から、実務経験を偽り資格要件のない者がサービス管理責任者として個別支援計画の作成等をおこない、不正に訓練等給付費を請求し受領した。 虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) 勤務していない日時に勤務したとして虚偽の従業員の勤務実績表を作成し、提出した。 虚偽の答弁 (障害者総合支援法第50条第1項第7号) ・監査において管理者兼サービス管理責任者が自身の実務経験について事実と異なる答弁をおこなった。 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス管理責任者として申請し、指定を受けた。 障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・サービス管理責任者について、虚偽の変更届を提出した。
平成29年 3月31日	東大阪市	就労移行支援 就労継続支援 B型	【就労移行支援】 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者が従業員及び業務の一元的管理を行っていないかった。 ・管理者が運営基準を遵守していないかった。 障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・一体的に運営されている指定就労継続支援B型事業所で、訓練等給付費の不正請求及び虚偽の申請が行われた。 【就労継続支援B型】 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者が従業員及び業務の一元的管理を行っていないかった。 ・管理者が運営基準を遵守していないかった。 訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・法人代表者の指示により、施設外就労加算について、施設外就労を行っていないにもかかわらず、事業開始月である平成26年12月サービス提供分から平成28年5月サービス提供分における訓練等給付費を不正に請求し受領した。 障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・指定申請において、事業所と雇用関係がない者の名前を使用し、虚偽の申請を行った。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成29年 3月31日	東大阪市	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	<p>【居宅介護】、【行動援護】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・事業所において必要とされるサービス提供責任者の人員数が満たされていないかった。</p> <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者が従業員及び業務の一元的管理を行っていないかった。</p> <p>介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・不当なサービス提供方法により支援を実施しているにもかかわらず、平成24年2月から平成28年8月までの間で、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・サービス提供記録において、請求に合わせるため虚偽の記録を作成した。 ・サービス提供責任者の変更届において、必要員数を満たすため虚偽の内容を届け出た。</p> <p>【重度訪問介護】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・事業所において必要とされるサービス提供責任者の人員数が満たされていないかった。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・サービス提供責任者の変更届において、必要員数を満たすため虚偽の内容を届け出た。 ・同一事業所にて一体的に運営されている指定居宅介護事業所及び指定行動援護事業所において不正請求等違反が行われた。</p>
平成29年 3月31日	寝屋川市	居宅介護 重度訪問介護	<p>人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・事業所には、専らその業務に従事し、常時勤務する管理者を置かなければならないところ、事業所の指定時から平成29年1月まで、当該要件を満たす管理者を置いていないこと。 ・事業所には、専らその業務に従事し、常時勤務するサービス提供責任者を事業の規模に応じて1人以上置かなければならないところ、事業所の指定時から平成29年1月まで、当該要件を満たすサービス提供責任者を置いていないこと。 ・事業所には、常勤換算方法で2.5人以上の従業員を置かなければならないところ、事業所の指定時から平成24年8月まで、必要な従業員の員数を満たしていないこと。</p> <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・事業所の管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行わなければならないと、また、当該従業員に厚生労働省令又は大阪府条例で定める居宅介護及び重度訪問介護に係る人員、設備及び運営に係る基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならないところ、事業所の指定時から平成29年1月まで、以下の二項目などの基準違反があることから、これらの義務に違反していること。 ・事業所のサービス提供責任者は、居宅介護及び重度訪問介護の利用の申込みに係る調整や他の従業員に対する技術的な指導等のサービスの内容の管理等を行わなければならないところ、事業所の指定時から平成29年1月まで、これらの義務に違反していること。 ・事業所は、当該事業所の従業員によって居宅介護及び重度訪問介護を利用者に提供しなければならないところ、当該要件を満たしていない者が、居宅介護及び重度訪問介護を提供していたこと。</p> <p>介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・利用者に対して、居宅介護又は重度訪問介護を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして介護給付費の請求を行い、同費を不正に受領したこと。 ・サービス提供責任者において、新規に居宅介護計画又は重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回加算として所定単位数を加算し得るような訪問を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして、当該加算を行った単位数を用いて介護給付費の請求を行い、当該加算に係る同費を不正に受領したこと。</p> <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定当初より前述の人員基準違反があるにもかかわらず、不正の手段により指定障害福祉サービス事業者としての指定を受けたこと。</p>
平成29年 3月31日	高石市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・ヘルパーの資格がない者にサービスを提供させ、不正に介護給付費を請求し、受領した。 ・同一ヘルパーが同日同時間帯に別の利用者にサービスを提供したというサービス実施記録に基づき、介護給付費を請求し、受領した。</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成29年 3月31日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・利用者8人に対し、平成24年11月から平成28年7月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成した。</p> <p>【重度訪問介護】 障害者総合支援法その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・重度訪問介護事業と一体的に運営する居宅介護事業及び介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為が行われた。</p>
平成29年 4月30日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・利用者4人に対し、平成26年1月から平成28年2月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成した。</p> <p>【重度訪問介護】 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・重度訪問介護事業と一体的に運営する居宅介護事業及び介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為が行われた。</p>
平成29年 5月31日	吹田市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所及び指定同行援護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）は、常勤換算法で2.5以上の従業者を配置しなければならないが、平成27年7月1日から平成28年11月30日まで、当該人員基準に違反していた。 ・管理者及びサービス提供責任者については、指定居宅介護事業所等に常時勤務し、専らその業務に従事しなければならないが、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者については、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事していた。 指定居宅介護事業所等に常時勤務せず、専ら当該業務に従事していなかったため、人員基準に違反していた。</p> <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者は、当該指定居宅介護事業所等の従業者及び業務の管理を一元的に行っておらず、従業者に指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護に係る大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行っていないかった。また、従業者に対する技術的な指導等のサービスの内容の管理等を行っていないかった。</p> <p>虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・法第48条第1項に基づき実施した監査において、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者が指定居宅介護事業所等に出勤しているかのように、虚偽の出勤簿を作成し、これを提示した。また、従業者に支払われた給与の総額とは異なる金額が記載された給与台帳（給与支給・控除一覧表）を提示した。</p>

		<p>～前頁からの続き～</p> <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の指定申請において、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事する者を、指定居宅介護事業所等に常時勤務し、専らその業務に従事する管理者兼サービス提供責任者に配置するものとして申請し、不正の手段により指定を受けた。
--	--	--

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取消しの理由
平成29年 8月31日	吹田市	就労継続支援 A型	<p>人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日までの期間において、以下のとおり人員配置基準について違反していた。 <ol style="list-style-type: none"> 常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。 常勤の生活支援員又は職業指導員（以下「従業者」という。）を配置していなかった。 常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていなかった。 <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日までの期間において、以下のとおり適正な事業の運営に違反していた。 <ol style="list-style-type: none"> 指定就労継続支援A型を行った際は、当該指定就労継続支援A型を行った日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型を行った都度記録し、支給決定障害者等から確認を受けなければならないが、当該記録が著しく欠けていた。【大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）第185条において準用する第20条に違反】 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、従業者に大阪府条例で定める、指定就労継続支援A型に係る指定基準を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならないが、当該管理者がこれを把握しておらず、管理者としての責務を果たしていなかった。【大阪府条例第185条において準用する第68条に違反】 <p>訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日までの期間において、以下のとおり訓練等給付費の請求に関し不正を行っていた。 <ol style="list-style-type: none"> 就労継続支援A型サービス費Ⅰを満たしていなかったにもかかわらず、不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。 次に掲げる人員配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定を行わず不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。 <ol style="list-style-type: none"> 常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。 常勤の従業者を配置していなかった。 常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていなかった。 指定就労継続支援A型を提供した際の記録がないものや、指定就労継続支援A型事業所の利用者に、他の利用者に係る指定就労継続支援A型を提供した際の記録をさせていたものについて、不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。 <p>虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日及び当該日以降の監査の実施期間中において、以下のとおり虚偽の報告を行った。 <ol style="list-style-type: none"> サービス管理責任者の雇用契約書、出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、実態とは異なるものを本市に対して提出し、虚偽の報告を行った。 実際には配置していない従業者の出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票を本市に対して提出し、虚偽の報告を行った。 実態とは異なる虚偽の帳簿書類等について、本市に対して提出を行った。 福祉・介護職員処遇改善加算について、実際には配置していなかった従業者に対して賃金改善を行ったとして、支給実態とは異なる当該加算の実績報告書の届出を行った。 <p>虚偽の答弁等 (障害者総合支援法第50条第1項第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が法第48条の規定に基づき実施した監査において、代表者（指定就労継続支援A型の管理者、及び生活支援員を兼務）が、指定就労継続支援A型事業所の従業者であった者への質問について十分な協力をせず、また当該事業所の従業者であった者への質問を行うに際して、当該従業者であった者への対応について本市に対して虚偽の報告を行い、円滑な監査の妨げを行った。 <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定就労継続支援A型の指定申請に際し、以下のとおり不正の手段による指定を受けた。

		<p>～前頁からの続き～</p> <p>(1)常勤のサービス管理責任者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。</p> <p>(2)常勤の従業者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。</p> <p>(3)常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていないにもかかわらず、指定時から指定就労継続支援A型事業所に勤務する予定のない者を従業者と配置するとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日及び当該日以降の監査の実施期間中において、以下のとおり障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為を行った。 (1)常勤のサービス管理責任者を配置していなかったにもかかわらず、常勤の配置を行っているかのように、サービス管理責任者に係る雇用契約書、出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、虚偽の作成を行った。 (2)指定就労継続支援A型事業所の従業者の配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、当該従業者の配置基準を満たしているかのように、実際には配置していなかった従業者に係る出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、虚偽の作成を行った。 (3)一部利用者の個別支援計画について、指定就労継続支援A型事業所の従業者として配置していない者を当該利用者に対する支援担当者として個別支援計画に記載し、実態に即した個別支援計画の作成を行っていなかった。
--	--	--

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成29年 8月31日	大阪市	生活介護	<p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護事業と一体的に運営する放課後等デイサービス事業において、障がい児通所給付費の請求に関する不正が行われた。
平成29年 10月31日	岸和田市	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者1名に対し、平成28年11月から平成29年6月までの期間において、延べ159回、サービス提供時間を水増ししたサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。 <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員基準上必要な常勤換算法2. 5人以上の配置要件を満たすため、勤務する意思のない未雇用の者の名義を使用し、虚偽の申請書類を提出し指定を受けた。 <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月31日から同年11月15日までの休止期間を挟み、同月16日付けの再開時において、勤務する意思のない未雇用の従業者1名の名義を使用し、虚偽の再開届出書を提出した。 <p>【重度訪問介護】 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員基準上必要な常勤換算法2. 5人以上の配置要件を満たすため、勤務する意思のない未雇用の者の名義を使用し、虚偽の申請書類を提出し指定を受けた。 <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月31日から同年11月15日までの休止期間を挟み、同月16日付けの再開時において、勤務する意思のない未雇用の従業者1名の名義を使用し、虚偽の再開届出書を提出した。
平成29年 11月17日	大東市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人の代表者は、大阪府への指定申請から事業開始までの間に、サービス提供責任者が常勤専従できなくなったことを知ったにもかかわらず、申請の取り下げ等を行うことなく虚偽申請の状態です業を開始した。
平成29年 11月24日	泉佐野市	居宅介護 重度訪問介護	<p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月から8月までの期間における利用者6名に対する延べ266回のサービス提供記録が、虚偽または架空のものであった。 <p>介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月から8月までの期間における利用者6名に対する延べ266回のサービス提供に対する延べ28回の介護給付費の請求に関して、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとする架空請求や、サービス提供時間の水増し請求を行った。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成29年 12月31日	吹田市	就労移行支援	<p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) •平成26年12月4日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年3月23日までの期間において、以下のとおり適正な事業の運営に違反していた。 (1)指定就労移行支援を行った際は、当該指定就労移行支援を行った日、内容その他必要な事項を、指定就労移行支援を行った都度記録し、支給決定障害者等から確認を受けなければならないが、当該記録が著しく欠けていた。【大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）第172条において準用する第20条に違反】 (2)指定就労移行支援事業所の管理者は、従業者に大阪府条例で定める、指定就労移行支援に係る指定基準を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならないが、当該管理者がこれを把握しておらず、管理者としての責務を果たしていなかった。【大阪府条例第172条において準用する第68条に違反】</p> <p>訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) •平成26年12月4日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年3月23日までの期間において、以下のとおり訓練等給付費の請求に関し不正を行った。 (1)利用者が通所していない日について、出勤簿に虚偽の捺印をし、サービスを提供したものととして不正に訓練等給付費を請求し、受領した。 (2)在宅支援の要件を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、虚偽の出勤簿、サービス提供記録を作成し、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。 (3)施設外支援の請求に必要な記録がないにもかかわらず、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) •平成26年12月4日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年3月23日までの期間において、以下のとおり障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為を行った。 (1)利用者の出勤簿について、まとめて押印し後日修正することが多々あり、適切な管理が行われていなかった。 (2)出勤簿、サービス提供記録、サービス提供実績記録票が一部整備されておらず、サービス提供実態と報酬請求内容の照合が不可能な状態となっていた。 (3)平成26年12月4日に実施した実地指導の改善報告書により提出された訓練等給付費の返済計画について、一部返済が行われていなかった。</p>
平成30年 2月16日	吹田市	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	<p>障害福祉サービス事業者の設置者の責務違反 (障害者総合支援法第50条第1項第2号) •指定障害福祉サービス事業者は、障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないが、以下について違反した。 (1)法第46条第2項に違反 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を届け出なければならないが、本市が現地確認を実施した平成29年9月4日以降の期間継続して、当該届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とした。</p> <p>人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) •本市が現地確認を実施した平成29年9月4日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）に基づく人員に関する基準を満たしていなかった。【平成24年11月1日大阪府条例第107号に違反】</p> <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) •本市が現地確認を実施した平成29年9月4日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、大阪府条例に基づく設備に関する基準及び運営に関する基準を満たしていなかった。【平成24年11月1日大阪府条例第107号に違反】</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) •本市が現地確認を実施した平成29年9月4日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなかった。</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成30年 3月31日	東大阪市	就労継続支援 B型	<p>障害福祉サービス事業者の設置者の責務違反 (障害者総合支援法第50条第1項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも5名の利用者に対し、平成30年1月25日に支払うべき工賃の一部又は全額が支払われていない。また、退所した利用者1名に対し、退所月の工賃の全額及び工賃から天引きされていた積立金の清算・返金が行われていない。 <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者兼サービス管理責任者が従業者及び業務の一元的管理を行わず、その責務を怠った。 管理者兼サービス管理責任者は、平成29年2月の新規指定時から監査開始時(平成29年12月)までの間、全ての利用者に対し就労継続支援B型計画の作成に係る一連の業務を怠り、当該計画を作成していなかった。 <p>訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月の新規指定時から同年12月までの間、全ての利用者に対し就労継続支援B型計画の作成に係る一連の業務を怠り、当該計画の作成を行っていなかったにもかかわらず、所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し、受領した。 利用者の欠席時に利用者又はその家族等に行った相談援助等の内容について記録を行わず、欠席時対応加算の算定要件を満たさないにもかかわらず、当該加算を不正に請求し、受領した。 <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人は事業所建物について、所有者との間で賃貸借契約を締結していないにもかかわらず、架空の賃貸借契約書を本市に提出し、事業者の指定を受けた。また、契約上の賃借人が建物の明渡しに同意するなど、今後のサービス提供に支障をきたしている。 勤務予定のない者を無断で勤務体制及び勤務形態一覧表に職業指導員として記載し、本市に提出し、事業者の指定を受けた。
平成30年 3月31日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、重度訪問介護及び同行援護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成30年 4月25日	泉南市	居宅介護 重度訪問介護	その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
平成30年 4月30日	東大阪市	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	【就労継続支援A型】 訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・平成28年1月から平成28年3月まで及び平成28年5月から平成29年7月までの期間について常勤の職業指導員又は生活支援員を配置していないことに加え、平成28年12月から平成29年4月までの間について常勤のサービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し、受領した。 ・平成28年10月10日(月・祝)について、開所日でないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする虚偽の従業員の勤務時間計算表及び給与支払明細書を作成し、少なくとも利用者5名分の訓練等給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・法人代表者は、職業指導員1名の虚偽の勤務時間計算表及び給料支払明細書(平成29年1月分)を監査時に本市に提出した。 ・法人代表者は、従業員4名について秘密保持に関する誓約書を取り交わしていないにもかかわらず、本人が署名したように装った虚偽の誓約書を監査時に本市に提出した。 虚偽の答弁 (障害者総合支援法第50条第1項第7号) ・法人代表者はサービス管理責任者1名について常勤でないにもかかわらず、常勤のサービス管理責任者であるとする虚偽の答弁を監査時に本市に対し行った。 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・法人代表者は、常勤として届出のある職業指導員1名について当該事業所のサービス提供時間中に法人代表者が関係する別法人が経営する弁当店の配達業務を継続的に行わせていた。 ・平成28年5月1日から平成29年8月1日までの間に提出された変更届(計5回)において、非常勤又は既に退職している従業員を勤務体制及び勤務形態一覧表に常勤のサービス管理責任者、生活支援員又は職業指導員として記載し、本市に提出した。 【就労継続支援B型】 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・平成29年8月1日付けの新規指定に係る指定申請において、既に退職し勤務予定のない者を勤務体制及び勤務形態一覧表に常勤の職業指導員として記載し、本市に提出し、事業者の指定を受けた。 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・同一事業所にて一体的に運営されている指定就労継続支援A型事業所において不正請求等違反が行われた。
平成30年 5月18日	松原市	就労継続支援 B型	人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・指定当初から、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者の数を10で除した数以上配置されていなかった。 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者による従業員の管理及び業務の管理等が一元的に行われておらず、また、従業員への運営基準遵守のための指揮命令も行われていなかった。 不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・指定当初から、配置すべき従業員の基準を満たしていなかったにもかかわらず、人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定を行わず不正に訓練等給付費を請求し受領した。 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請から事業開始までの間に、職業指導員が常勤で勤務できなくなったにもかかわらず、申請の取り下げ等を行うことなく虚偽申請の状態での事業を開始した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			～前項からの続き～ 不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・勤務していない従業者について勤務しているように記録を作成し、報告した。
平成30年 6月30日	茨木市	居宅介護 重度訪問介護	その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
平成30年 7月6日	高槻市	就労継続支援 A型	不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・平成29年11月及び12月において、施設外就労を実施していないにもかかわらず、これを実施したとして、施設外就労加算を算定し、不正に訓練等給付費を請求した。 ・平成29年11月において、事業所の職員に訪問支援を実施させていないにもかかわらず、11月7日に利用者の居宅を訪問したとして、訪問支援特別加算を算定し、不正に訓練等給付費を請求した。 虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・監査において、施設外就労加算についての訓練等給付費の明細書等の提出を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。 虚偽の答弁 (障害者総合支援法第50条第1項第7号) ・監査において、施設外就労等の質問に対し、事実と異なる虚偽の答弁をした。
平成30年 8月21日	高槻市	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	【就労継続支援A型】 不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・利用者延べ69人について、通所していない日にサービスを提供したのとして、延べ287日分の訓練等給付費を請求し、不正に受領した。 ・利用者延べ119人について、施設外就労を実施していないにもかかわらず、これを実施したとして、延べ2,333日分の施設外就労加算を請求し、不正に訓練等給付費を受領した。 ・利用者延べ115人について、食事提供を実施していないにもかかわらず、これを実施したのとして、延べ1,787日分の食事提供体制加算を請求し、不正に訓練等給付費を受領した。 虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・監査において、食事提供についての資料の提出を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。 虚偽の答弁 (障害者総合支援法第50条第1項第7号) ・監査において、施設外就労の質問に対し、事実と異なる虚偽の答弁をした。 【就労継続支援B型】 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・就労継続支援B型と一体的に運営する就労継続支援A型事業において、法第50条第1項第5号、第6号及び第7号に該当する違反行為が行われた。
平成30年 11月30日	東大阪市	就労継続支援 A型 就労移行支援	法第36条第4項に該当 (障害者総合支援法第50条第1項第1号) ・法人代表者が指定の欠格事由である「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当した。
平成30年 12月28日	守口市	就労移行支援	不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・通所していない利用者について、通所しているかのように「サービス提供実績記録票」を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
平成31年 1月11日	守口市	就労継続支援 B型	不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・通所していない利用者について、通所しているかのように「サービス提供実績記録票」を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成31年 1月31日	大阪市	就労移行支援 就労継続支援 B型	【就労移行支援】【就労継続支援B型】 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請の際に、他の勤務があり当該事業所において、常勤の従業者として勤務できない者を、常勤の職業指導員として申請し、不正の手段により指定を受けた。
平成31年 3月31日	大阪市	就労継続支援 B型	不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請の際に、虚偽の管理者兼サービス管理責任者の「実務経験証明書」を使用し、不正の手段により指定を受けた。
平成31年 3月31日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
平成31年 3月31日	泉南市	居宅介護 重度訪問介護	その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。